

全國の勞働者に激す

所謂週激思想取締法案に對する反對宣言

(一)

法律は一切が強權である、そうしてそれは資本家の防備具である。見よ彼等は、出版法を以つて治安警察法を以つて或ひは警察犯所罰令を以つて我々勞働者の正義と自由の要求を斥けて居る、そうして彼等はこれ社會の安寧と秩序を維持するため、法律と云ふ、これ彼等の憎むべき曲言である、それは即ち彼の掠奪階級たる資本家が自家の貪慾を満さん爲めの憎むべき暴力に過ぎないのだ。

(二)

勞働者諸君、諸君は我々の兄弟がその憎むべき暴力のため、如何に迫害せられ、虐げられて居るか、諸君は諸君の勇敢なる兄弟が、幾多の同盟罷業の際に於いて常に目撃するところである、幾多の我々の兄弟は今尚恨みを飲んで、鐵窓の下に沈んで居る、と自由をふみにじり、彼等はそれにも係らず尙此の上にも苛酷なる法律を設けて我々の正義を壓抑し手足を拘束しようとして居る。

(三)

成々は斯くの如き暴慢なる恐怖政策に漸じて服従することは出来ない、我々は今やそれに對して勞働者の大團結を以つて反對運動を開始しなければならぬ、彼等に戰鬥を布告しなければならぬ。

(四)

資本家の議員、お前達が掠奪相談所たる議會でどんな法律を通過させようとするか、お前達の勝手だ、我々は我々の正義の力に依つて必ずお前達に勝つて見せる。

(五)

勞働者諸君、我々の頭上に一大鐵槌は加へられんとして居る、當面の加害者は資本家の政府と議會である。諸君、我々は何等かの方法に依りて、資本家の政府を恐怖せしめねばならぬ、資本家の議員をして戰慄せしめねばならぬ。

(六)

新取締法案の上程日は近づいた、記憶せよ勞働者諸君、その日、その日我々は〇〇を〇〇しなければならぬ。

大正十一年二月

全國勞働者同盟